

# 男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金

適職に就くために必要な資格等を取得するため、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。

雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる方には、その支給額との差額を支給します。

## ■支給対象者

市内に住所があり、20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、以下の要件を満たしている方

- ①自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている方
- ②教育訓練講座の受講が適職に就くために必要と認められる方
- ③過去に当該給付金を受給していない方

## ■対象講座

- ①雇用保険法に基づく教育訓練給付の指定教育訓練講座

・一般教育訓練講座      ・特定一般教育訓練講座      ・専門実践教育訓練講座

対象の検索はこちらから→ <http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

（教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム）

- ②市長が地域の実情に応じて対象とする講座



## ■支給金額

	雇用保険支給要件なし		雇用保険支給要件あり		支給上限
	支給時期	支給割合	支給時期	支給割合	
一般 教育訓練講座	受講修了後	60%	受講修了し 雇用保険の 支給後	60% から雇用保 険支給割合 を除く	20万円
		60%		20万円	
専門実践 教育訓練講座	①	受講修了後	60%	85% (※1) から雇用保 険支給割合 を除く	① 40万円 ×修業年数
	② 追 加	修了後資格取得し 1年以内に 就職等した場合	25% 追加支給		② (60万円×修業年 数)から既に給付した 額を引いた額

※1 専門実践教育訓練講座の追加給付の対象にならない場合、支給割合は60%になります。

※支給額が12,000円未満の場合は対象となりません。

※要した経費とは入学料及び受講料に限ります。

## ■手続きの流れ

- ①事前相談・自立支援プログラム策定
- ②対象講座指定申請
- ③審査・決定
- ④講座受講
- ⑤講座修了後に給付金支給申請
- ⑥審査・給付金の支給

＜お問い合わせ、申請先＞

男鹿市役所2階 子育て健康課子育て支援班 TEL 0185-24-9147

※給付を受けるために受講前に市から受給対象講座の指定を受ける必要があります。

必ず、受講申し込み前にご相談ください。

# 申請手続きについて

## ●講座受講前

### ①事前相談・自立支援プログラム策定

ハローワーク

(1) ハローワークにて

・雇用保険の受給資格を確認する。

・受講予定の講座について「教育訓練給付金支給要件回答書」をもらう

受講申し込み前に必ず相談に来てください

(2) 子育て健康課へ事前相談をしてください。(要予約/TEL0185-24-9147)

希望職種、職業生活の展望等を伺い、対象講座の受講の必要性について確認します。

〈必要書類〉①受講料やカリキュラムの記載された書類

②教育訓練給付金支給要件回答書(ハローワーク発行)

市役所

### ②対象講座指定申請 … 市役所子育て健康課

〈必要書類〉※省略できる場合あり

男鹿市母子家庭等自立支援給付金支給対象教育訓練講座指定申請書

申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し(※)

児童扶養手当証書の写し

受講希望講座についての資料等

その他必要書類

### ③審査、決定

審査の上、男鹿市母子家庭等自立支援給付金支給対象教育訓練講座指定通知書を送付します。

### ④講座受講

## ●講座修了後

### ⑤給付金支給申請 … 市役所子育て健康課

〈必要書類〉

男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書

男鹿市母子家庭等自立支援給付金支給対象教育訓練講座指定通知書

対象講座等の修了証明書

受講費用に係る領収書

申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し

児童扶養手当証書の写し

教育訓練給付金の受給資格がある方「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」(ハローワーク発行)

振込先口座が分かるもの(振込先の通帳等)

雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方は、市役所での支給申請前にハローワークで教育訓練給付金の支給申請を行ってください。

### ⑥審査及び給付金の支給

審査の上、男鹿市母子家庭等自立支援給付金支給決定通知書を送付します。

給付金は指定の口座に振り込まれます。

【注意】対象の要件に該当しなくなった場合は、速やかに届出してください(受講の取りやめや婚姻等)